

令和3年4月1日からの中条公民館使用料について

令和3年4月1日

【中条公民館使用料について】

令和3年度からの中条公民館使用料は以下のとおりとなります。

◎令和3年3月31日までの使用料

	使用料(区分当たり)		
	午前9時 ～正午	午後1時 ～5時	午後6時 ～10時
大集会室	1,500円	2,000円	2,800円
小集会室	900円	1,200円	1,600円
学習室	1,500円	2,000円	2,800円
会議室	900円	1,200円	1,600円
小会議室	900円	1,200円	1,600円
実習室	1,500円	2,000円	2,800円

◎令和3年4月1日からの使用料

	使用料(1時間当たり)	
	午前9時～ 午後6時	午後6時～ 午後10時
大集会室	500円	700円
小集会室	300円	400円
学習室	500円	700円
会議室	300円	400円
小会議室	300円	400円
実習室	500円	700円

※1時間を超えない端数の時間が発生した場合は、その端数分で1時間とみなします。

※減免適用団体は使用料からその額に減免率を乗じた額を差引いた額が使用料となる。

例. 減免率50%が適用される社会教育団体が、午後7時～8時(夜間1時間)の間、大集会室を使用した場合の使用料

$$(700 \text{円【1時間使用料】} - (700 \text{円} \times 50\% \text{【減免率】})) \times 1 \text{(使用時間)} = \underline{350 \text{円}}$$

この場合、上の計算式のとおり、350円が使用料となります。